

「第4次千葉市障害者計画・第5期千葉市障害福祉計画・第1期千葉市障害児福祉計画（案）」に関するパブリックコメント手続の実施結果について

1 パブリックコメント手続の趣旨

パブリックコメント手続とは、市の重要な施策の意思決定の過程において、広く市民からの意見を求め、提出された意見を考慮して施策の決定を行う手続であり、「千葉市市民参加及び協働に関する条例」の規定により、市政の基本的な施策又は方針を定める計画の策定等を行う際には、実施することとされています。

2 実施概要

(1) 意見募集期間

平成30年2月1日（木）～平成30年2月28日（水）

(2) 意見募集方法

障害者自立支援課（市役所本庁舎1階）、市政情報室（中央コミュニティセンター2階）、各保健福祉センター高齢障害支援課、各区役所地域振興課、市図書館及び市ホームページにおいて案を公表し、これに対する意見を、郵送・ファクシミリ・電子メール・持参の方法により募集しました。

3 意見提出者数及び件数

意見提出方法	意見提出者数	意見件数
郵送	0人	0件
ファクシミリ	0人	0件
電子メール	1人	3件
持参	0人	0件
合計	1人	3件

4 意見の内訳（項目別）

項 目	意見件数
第4部 第2章 指定通所支援の見込量確保の方策	2件
その他	1件
合 計	3件

5 意見を反映し修正した件数 0件